

## 第31号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を  
改正する条例

( 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 )

第1条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第16条及び第20条第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第27条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第38条第1号中「厚生労働省地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を「都道府県知事」に改める。

第44条第5号中「以下」を「次号において」に改める。

第53条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

第57条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第59条第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第12章の章名を次のように改める。

### 第12章 児童心理治療施設

第92条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第93条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第94条の見出し並びに同条第1項及び第2項、第95条第1項及び第2項並び

に第96条から第99条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第101条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第103条第3号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第3号の指定については、第59条第2項の規定を準用する。

第112条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

( 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 )

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

( 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正 )

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中第27条第2項、第38条第1号、第44条第5号、第53条第2項第1号、第57条第2項及び第59条の改正規定、第93条第4項の改正規定（「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。）並びに第101条第2項、第103条及び第112条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。